2017年春、家庭用ガス料金の仕組みが大きく変わります

家庭用都市ガスは自由化なのに、大都市の一部以外に競争なく、地方は値上げの心配も 家庭用 L P ガスは料金の情報公開が広がり、安い事業者に切り替えるチャンス

昨年の家庭用電気の自由化に引き続き、今年の4月1日から家庭用都市ガスも自由化されます。自由化とは、ガス会社を選べるようになる一方、料金も自由料金になる、すなわち、値上げも値下げもありうるということです。ただ、このことはほとんど世間で話題になっていません。今回の制度改革は、消費者のくらしにどのような影響を及ぼすのでしょうか?

家庭用ガスには、都市ガスと LP ガスがありますが、LP ガスはもともと自由料金、都市ガスも 2017 年 4 月 1 日から自由料金になります。

しかし、都市ガスの自由化では、現時点で新規参入予定は4電力会社のみ。近畿地区以外は、ほとんど競争らしい競争が起きない可能性が高くなっています。2017年度のスイッチング(会社の切替)率は、1%にも満たない結果になる可能性さえあります。さらに、東京ガス、大阪ガスなど12社(世帯数では7割程度)以外は、経過措置料金が当初からなくなりますので、地方の3割の世帯は、新規参入がない中で、料金体系の変更という名の実質値上げが進む可能性さえあります。

他方、LP ガスは自由料金でしたが、一部地域をのぞき、ほとんど競争がなく、地域の他の事業者の料金もまったく知るすべがありませんでした。しかし、あらたに国が料金情報公開などの指針を制定することになり、料金情報の公開が進みます。こちらは、消費者にとっては、公開された情報を活用して、LP ガス事業者の見直すことも可能になってきます。

消費者は、制度改革のことを良く知って、対応する必要があります。ガス料金の動向について、もっと社会的に見えるようにしていくことが重要になっています。

1.よく知られていない家庭用ガス料金のしくみ

- (1)私たち家庭では、1年間で平均 5.6 万円のガス代(ガス料金)を払っています。(総務省家計調査年報 2015 年度より。ただ、全国平均のため、ガスの種類、地域、住宅状況などで大きく異なります。)電気代(平均 10.7 万円)よりは少ないですが、それでも生活必需品であり、かなりの負担です。しかし、多くの方は、何となく料金を支払っていて、その仕組みはよくわからなかったのではないでしょうか。
- (2)まず、家庭用ガスは、大きく都市ガスと LP ガスの 2 つがあります。全国平均では都市ガス 53% (2900 万世帯) LP ガス 44% (2400 万世帯) ですが、都市部は都市ガス比率が高く、地方では LP ガスの比率が高くなっています。この 2 つはガスの種類と供給形態が異なっています。(この 2 つ以外に、団地などのタンクに LP ガスを入れて、そこから各世帯に導管で供給する簡易ガス (140 万世帯、3%) というものもあります。)

都市ガス・・・原料:メタンなど。常温常圧では気体のため、液化して LNG にして日本にタンカーで輸入。LNG 基地で気体に戻して導管で各家庭に供給。

LP ガス・・・原料:プロパン。ガスといっても石油関連製品のひとつ。常温でも圧力を加えて液化してボンベで運べるのが特徴。各家庭にもボンベで供給するのが一般的。

(3)このガスの種類と供給形態の違いから、これまでガス小売の仕組みも料金制度も、この2つは大きく異なっていました。

都市ガス・・・1 社地域独占(その区域は特定の事業者からしか買えない)、公共料金(国が料金を審査し、原則、認可された料金でしか売れない。)、現在、全国で約 200 社。

LP ガス・・・・自由市場(どの事業者からも買える)、自由料金。現在、全国で約2万社。 ただし、LP ガスでも「簡易ガス」だけは導管を使うので、都市ガスと同じ仕組みだった。

2.2017年4月1日から大きく仕組みが変わります

(1)都市ガスは、基本的に自由市場・自由料金へ仕組みが変わります(電力自由化と同じ)。これからは、都市ガス会社以外、例えば、電力会社やLPガス会社が都市ガスを売ることができるようになります。ただし、電気の場合、新電力事業者が送電線を既存電力会社から借りて供給(託送といいます)したと同様に、都市ガスも新都市ガス事業者は既存の都市ガス会社の導管を借りて供給します。しかし、2017年1月時点で、新規参入は4電力のみ(東京電力、中部電力、関西電力、九州電力)となっています。これら電力会社との提携で参入するLPガス会社(例えば、ニチガス)などはありそうですが、限定的な状況です。したがって、以下のような展開が予想されます。

地方の場合(4電力会社のある都市部以外)「規制なき独占」の可能性

電気の場合、今の電力会社を切り替えない人は、2020 年までは今の電気料金のまま、電気の供給を受けられました(経過措置料金といいます)が、都市ガス会社は、原則、今年の4月1日から既存の都市ガス会社の料金も自由化されますので、今まで通りのガス会社でも、値上げや値下げがありえます。(原則経過措置料金はなし)。ただ、大手3ガス会社(東京ガス、大阪ガス、東邦ガス)を含む12社が経過措置料金になるので、都市ガス世帯のうち7割は経過措置料金が残りますが、それ以外の3割の世帯は今年の4月1日から、いきなり自由料金になります。

そこで問題となるのが、新規参入の都市ガス会社がない(独占状態)まま、料金だけ自由になる、いわゆる「規制なき独占」が生まれるという問題です。このままいくと、経過措置料金のない3割の世帯のほとんどすべてがそうなります。これらの地域で都市ガス会社は、他の都市ガス会社と競争なしに、値上げを自由にできるようになります。特に、利用量の少ない世帯は、都市ガス会社にとっては効率が悪いので、低利用者料金部分を値上げする可能性があります。

例え話ですが、電気では、自由化されて1年近くたっても、沖縄エリアだけは新規参入ゼロですので、沖縄電力の独占です。ただ、経過措置料金がありますので、沖縄の消費者は、今までの料金で電気の供給を受けていますが、都市ガスでは、沖縄のような状態でありながら、経過措置料金がいきなり4月1日からなくなると考えていただければよいと思います。

新規参入が想定される4電力会社のある都市部の場合「近畿地区以外は、当面の競争は形だけ」の可能性

2017年1月で、新規参入の電力会社で料金体系を発表したのは、関西電力のみ。すぐに大阪ガスが対抗して新メニューを発表するなど、競争が起き始めているのは近畿地区だけの状況です。首都圏は、東京電力が7月から参入といっていますが、2017年度目標は4万件。東京電力とニチガスとの提携は出されていますが、それを加えても15万件が目標であり、本格的な競争とは程遠い状況です(首都圏で東京ガスが供給しているのは1000万件以上)。

その他の中部電力、九州電力は、どの程度の競争になるのか、まったくわかりません。

また、家庭用電気の自由化でもそうですが、既存の電力会社間の競争は、ほとんど起きているとはいえないレベルです。都市ガス業界での相互参入は、導管がつながっていない地域も多く、電気以上にほとんど皆無になる可能性も高い状況です。

これらの結果、2017 年度の家庭用都市ガスのスイッチング率は、低いといわれている電気のスイッチング率(2016 年 11 月末現在、234.5 万件、3.75%)をさらに大幅に下回る可能性が高くなっています。

(2) LP ガスはこれまで自由市場でしたが、一部地域を除き、ほとんど競争が実質的になく、多くの地域で、料金も都市ガスよりかなり高い状況でした。都市ガスと同じ仕組みと勘違いをしていて、ガス会社を変えたこともなく、料金も請求されるまま、払っていた方も多いのではないでしょうか? これまで、家庭用 LP ガスの世界は「暗黒大陸」ともいえるように、市場や料金が不透明なままで、多くの事業者が高い利益をあげてきたといわれています。具体的には、以下のように、たくさんの問題が指摘されてきました。

会社の切り替え競争、料金競争は、一部の地域を除き、ほとんどなし。

約2万社もあるのに、ほとんど料金情報が公開されていない。同じ会社でも何種類もの料金体系があり、消費者毎にも違う料金を適用している会社もかなりあるといわれている。したがって、消費者は、地域にある他の事業者の料金のことは知らない(知る方法がない)。

結果として、全国的に見ると、都市ガスよりもかなり高い料金が多い。また、原油価格が上がるとすぐ値上げするが、原油価格が下がっても値下げせず、小売価格は高止まりしている。この結果、全国平均で小売の粗利益率が70%を超えるという状況になっている。(食料品スーパー、宅配などでの粗利益率は20~30%)

液化石油ガス法で供給条件などを示した書面交付義務があるが、かなりの消費者はもらったかどうかもわからず、もらってもなくした消費者も多い。

競争のある地域で、事業者を切り替えようとすると、昔の配管敷設料金(数万から数十万)を払うようにいわれる(かつて「無償配管」問題といわれ、現在でも「貸付配管」という形で残っている場合が多い)ことで、切り替えにあたってのトラブルになる場合も多い。

業界団体が、適正な小売販売のための「LP ガス販売指針」を定めていたが、守られているかどうかも調べられておらず、守られていない事例も見られた。

経済産業省・資源エネルギー庁では、こうした問題を指摘される中で、国として新たに「液化石油ガスの小売営業における適正取引指針 (ガイドライン)」がつくられ、この春には施行される予定です (1 月末まで意見募集中)。また、ガイドラインの内容にそった実施・予定状況を、全国2万事業者対象に全社調査が実施される予定になっています。

とりわけ、この指針では、標準的な料金メニュー等について、ホームページを有する事業者はホームページで、持っていない事業者は店頭の見えやすい場所への掲示する必要があるとしています。これが実施されれば、料金の透明性が格段に高まり、消費者が事業者を選択する上で基本的な情報を得られることになります。

情報公開が進むことによって、本来あるべき自由市場における競争が働き、料金が適正な 水準に引き下げられる可能性があります。

今後は、電気料金の比較 Web サイト(エネチェンジ、価格.COM など)のように、ガスについても比較サイトができれば、さらに消費者の選択に役立つものになります。(ただし、公正・中立な比較サイトでなければいけません。)

3. これから消費者はどうしたらよいのでしょうか

(1)まず、今回の制度改革によって、何がどう変わろうとしているのかを、しっかり把握 しましょう。

その上で、自分が使っているガス会社、料金体系、(LP ガスの場合、法定の)書面を確認してください。不明な場合は、事業者にいって、明確な書面と説明を受けておくことが必要です。

(2) 自分の住んでいる地域のガス会社の状況を調べてみることをお薦めします。

LP ガスの場合は、地域内にもっと安い料金の会社がたくさんある可能性があります。アパートなどの集合賃貸住宅に入居予定の場合は、そこで決められている LP ガス事業者を確認して、その LP ガス事業者の料金体系を事前に調べることが大切です。家賃が安い一方、LP ガス料金がその分きわめて高いような事例も見られます。

また、地方の都市ガス会社を利用されている場合は、料金動向を常に確認しておく必要があります。領収書・請求書に「料金体系変更のご案内」がはいっていないかどうかを、毎月確認をしておいた方がよいでしょう。都市部では新規参入の動向を見て、自分にとってメリットがありそうであれば、よくその事業者と供給条件を確認した上で、スイッチング(事業者の切り替え)をするようにしていきましょう。

(3)ガス会社の切り替え(スイッチング)にあたっては、特に LP ガスでは、もともと使っていた事業者から「貸付配管」(「無償配管」)を理由に、高額な請求を受ける場合など、様々な切り替えを阻止しようとする働きかけを受ける可能性があります。こうしたことは、すでに根拠がなくなっているような場合もあり、地域の消費生活センターなどに相談するのがお薦めです。